

議会傍聴ガイド(本会議編)

市議会を傍聴しませんか?

1 議事堂
仙台市議事堂は、市役所正面(電光時計側)から見ると左側の建物です。

2 議会受付
入口を入ると、左側に受付があります。市議会にご用の方は、こちらにお申し出ください。

3 議会開催時の傍聴受付
議会開催時の傍聴受付は右側の通路の奥に設置されています。右側の通路を進むと、傍聴受付の看板が見えてきます。

4 傍聴受付
傍聴受付で住所・氏名を記入し、傍聴券をお受けください。傍聴券には、一般傍聴券と団体傍聴券の二種類があります。なお、団体傍聴のときは傍聴席に限りがありますので事前にご連絡ください。

5 本会議場傍聴席
傍聴席は議事堂の4階にあります。受付脇の階段をご利用ください。エレベーターは市役所本庁舎を利用し3階で降りてください。

6 車椅子昇降機
議事堂の3階までは本庁舎と廊下でつながっています。3階から4階へは階段になりますが、車椅子をご利用の方には昇降機をご用意しています。

各階や傍聴席入口にも係員がおりますので、傍聴中も含めてその指示にしたがってください。傍聴に関するお問い合わせは議会事務局庶務課まで。☎ 214-6164 (直通)

市議会ホームページを開設しています

ホームページアドレス <http://www.gikai.city.sendai.jp>
ぜひご覧いただき、ご意見お寄せください

会派別 議案等賛否一覧表

議案等 []は議案番号	会派名 ()は所属議員数						採決結果
	みらい 仙台 (16)	民主 フォーラム (11)	自由 民主党 市民会議 (8)	公明 党 (8)	日本 共産党 (7)	社 民 党 市 議 員 (6)	
平成十三年度決算 一般会計歳入歳出 [102] 特別会計歳入歳出 [102] ・都市改造事業 ・国民健康保険事業 下水道事業会計 [103]					x		可決
特別会計歳入歳出 [102] ・中央卸売市場事業 ・公共用地先行取得事業 ・駐車場事業 ・老人保健医療事業 ・農業集落排水事業 ・公債管理 ・母子寡婦福祉資金貸付事業 ・新墓園事業 ・介護保険事業 自動車運送事業会計 [104] 高速鉄道事業会計 [105] 水道事業会計 [106] ガス事業会計 [107] 病院事業会計 [108]							可決
補正予算 一般会計 [109] 特別会計(中央卸売市場事業) [110]							可決
条例改正案 仙台城史跡整備基金条例 [111] 市情報公開条例 [112] 市税条例 [113] 中央卸売市場業務条例 [114] 地区計画及び再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 [115] 下水道事業の設置等に関する条例等 [116] 河川法の施行に関する条例 [117] 火災予防条例 [118] 乗合自動車運賃条例 [119] 保健所及び保健センター条例等 [131]							可決
その他議案 工事請負契約の締結 [120] 財産の取得(小学校教育用コンピュータ等) [121・122・123] 財産の取得(中学校教育用コンピュータ等) [124] 損害賠償の額の決定 [125] 住民訴訟に係る弁護士報酬の負担 [126] 市道路線の認定及び廃止 [127] 教育委員会委員の任命 [128] 人事委員会委員の選任 [129] 人権擁護委員候補者の推薦 [130]					x		可決
請願 第4号請願 水源保全に関する件							採択
議員提出議案 議第7号 住宅改良工事費助成条例	x	x	x	x		x	否決
議第8号 要介護者等住宅改造費助成条例	x	x	x	x		x	否決
議第9号 木造住宅耐震改修費助成条例	x	x	x	x		x	否決
議第10号 落書きの防止に関する条例							可決
議第11号 市議会情報公開条例							可決
意見書第7号, 意見書第8号, 意見書第9号							可決
議員派遣の件							可決

: 議案等に対して賛成 x: 議案等に対して反対 -: 棄権

議員提案条例の紹介

今定例会に提出され、成立した議案を紹介します。

落書きの防止に関する条例

この条例は、落書きの防止について必要な事項を定めることにより、市、事業者、市民等及び建物所有者等が一体となって地域環境の美化を促進し、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とするものです。

条例では、「落書き」を、道路、公園、河川その他の公共の場所及び他人が所有等する建物その他の工作物に、承諾を得ることなく、みだりにペイント、墨、油性フェルトペン等により、文字、図形若しくは模様をかくこと又はかかれた文字、図形若しくは模様と定義しています。

誰でも落書きをしてはならず、また、事業者、市民等及び建物所有者等は市が実施する落書きの防止のための施策に協力しなければなりません。

そして、市長は、落書きをした者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができ、また、市が管理する施設に落書きが行われた場合には、除去を命ずることができ、さらに、この勧告等に正当な理由なく従わないときは、意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができます。

この条例は平成十五年四月一日から施行されます。

意見書

意見書第七号 食品品質表示制度等食品の安全確保を求める件
意見書第八号 産業廃棄物処理施設に関する規制強化と財政支援の拡充を求める件
以上の意見書の提出先は、国会・内閣総理大臣ほかになります。
意見書第九号 乳幼児医療費助成制度における現物給付方式の早期導入を求める件
提出先は宮城県知事となります。

請願

《採択された請願》
第四号請願 水源保全に関する件 菅澤 勉
《取り下げられた請願》
第三号請願 有事関連法案に反対する意見書の提出を求める件 請願者 宮城県母親大会連絡会 会長 武山 節子
《継続審査となった請願》
第五号請願 東洋製罐株式会社仙台工場跡地への大規模小売店舗の出店に関する件 請願者 幸町ジャスコ出店反対連絡会 代表 及川 薫
第五号請願は、十月十八日に取り下げられました。

表彰

仙台市議会永年議員表彰規程により、次の方が表彰されました。

議員在職十六年以上
庄子 晋

編集後記

広報委員一同は、紙面を通して、本会議場の雰囲気や決算審査特別委員会での当局との緊張したやりとりの様子を、読者の皆様に感じ取っていただくことを目指し、努力しています。紙面に限られていたのが残念でなりません。音声を聞いてみたいという方は、仙台市議会のホームページにアクセスしてみてください。声を張り上げてがんばっています。